

## 三商レポート

### 第十話 「遺言リスク」

(株) 三商 内藤 雄

相続でもめた時「せめて遺言を書いておいてくれたら・・・」というケースが多くあります。そこで最近は相続争いを防ぐため遺言書を作成する人が増えてきました。とても良いことだと思います。相続はどこの家でも必ず起こります。財産の多い少ないにかかわらず、もめる原因は様々です。「我が家に限って」は通用しません。自分が元気なうちに自分の意思で自分の死後のことを決めることができるのが遺言です。財産を残す人にとって、遺言の作成はむしろ責任でもあります。では、遺言は書けばそれで安心でしょうか。いくつかの遺言のリスクを考えてみます。

一般に遺言は自筆証書か公正証書が利用されています。

自筆証書遺言は、遺言者の死亡後は本人に確認できないので厳しい方式が決められています。遺言者が、全文・日付・氏名を自書し押印します。パソコンやビデオでの作成は無効となります。「平成17年4月吉日」と書くと無効です。メリットは、手軽に、一人で、誰にも知られずに作ることができることです。しかし、このことがそのまま最大のリスクになります。①死後、遺言書のあることを誰にも知られずタンスの奥に眠っている場合があります。②最初に見つけた人が遺言の内容に不満で破り捨てたら、遺言は永久にわかりません。③偽造・変造の恐れもあります。実際に「生前に言っていた内容と違う」「筆跡が違う」「無理やり書かせたものだ」と遺言書の存在自体が火種になることもあります。④訂正方法を誤っても遺言が無効となります。⑤家庭裁判所での検認も必要です。封印してあると、相続人の全員に通知し立会いの機会を与えるので手続きに数ヶ月かかり、相続税の申告期限に間に合わない恐れも出てきます。

公正証書遺言なら、公証人が本人の意思を確認して作成し保管もするのでこうしたリスクは避けられます。検認も不要です。では、公正証書なら絶対に安心といえるでしょうか。

- ① 費用がかかります（相続人の数と相続する額によって違いますが、1億円の遺産を2人の相続人が5,000万円ずつ相続すると約9万円かかります）。
- ② 証人2名が必要になりますが、その証人から遺言内容が事前に漏れることがあります。
- ③ 兄弟間でもめることが予想されるので、長男が母親を説得し自分に有利な内容の公正証書を作らせましたが、察知した次男が相続発生後すぐに法定相続分に基づき先に相続登記をしてしまったケースがあります。公正証書遺言が

あってもこの登記は有効で、登記を公正証書の内容に変えるのは大変です。

- ④ 公証人は法律の専門家ですが、アドバイザーではありません。相続人の将来のライフプランまで配慮してどのような財産分けが好ましいかまではアドバイスしてくれません。遺言の内容に関しては、事前にファイナンシャルプランナーや相続コンサルタントに相談のうえ決め、その上で公証人に作成を依頼するのが良いと思います。
- ⑤ なお、遺言があっても相続人の全員が合意すれば遺言の内容に拘束されずに新たな財産分けもできます。ただし、第三者が遺言執行人に指定されていると遺言執行人は遺言どおり執行しようとするので相続人ともめます。特に信託銀行を遺言執行人と指定するリスクには注意が必要です。

(2004年4月5日)